

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するため、以下のことを目的として定める。

- 1 健全で落ち着いた学習環境づくり
- 2 社会に評価され、生徒自身も誇りと帰属意識を持てる集団づくり
- 3 正しい判断力を持ち、主体的な行動のできる生徒の育成
- 4 良い習慣を身につけ、自律的な生活のできる生徒の育成
- 5 規範意識を持ち、責任ある行動のできる生徒の育成

第2章 校則について

第2条 生徒の服装等について次のように定める。

1 制服・靴・カバンについて

- (1) 校内及び登下校は学校規定の制服を着用する。防寒具はブレザーを着た上に着用してもよい(学校推奨のものある)。
校内で制服着用の際は、学校規定の名札をつける。
- (2) 冬服着用時期(11/1～4/30)については、規定のブレザーを着用し、リボン・ネクタイを着用する。
その他の時期(5/1～10/31)については、規定の制服を各自で判断し体調に合わせて着用する。
長期休業中及び休日等の部活動を目的とした登下校については、基本的に制服が望ましいが顧問の指導のもと部活動指定の服装、または規定体操服で登校してもよい。
- (3) スボン着用時は、ベルトを着用する。(黒または茶色を基準とする)スカート丈は、膝丈を基準とする。
- (4) 靴下は白、黒、紺、グレーの無地またはワンポイントを基準とする。
入学式卒業式等の式典行事は、白色とする。
- (5) 冬季にタイツ等を着用する場合はベージュ無地または黒色無地とする。
- (6) 校舎内では学校規定の上履きとする。
- (7) 通学用の靴はハイカットではない運動靴、又は黒・茶色の革靴とする。
- (8) 学校規定の規定カバンを使用する。入りきらない場合は、各自用意して併用する。
行事・考査等の授業用具の必要のない日は、各自用意したカバンの登下校を認める。

第3条 生徒の登下校と学校生活について次のように定める。

1 登下校

- (1) 登下校の際は交通法規を守り、自他の安全に留意しながら生徒自身で登下校する。怪我や病気等やむを得ない場合は自動車による送迎を許可する。
- (2) 自転車通学希望者は学校に届け出て許可シールを貼り、安全に登下校する。登下校は、ヘルメットを着用する。
- (3) 学校周辺では、指定した通学路を歩行する。※マナーマップ参照。
通学路やJR、バスの利用ではマナーを守り、周囲に迷惑をかけない。

2 学校生活

- (1) 日課表に定められた時間を厳守する。
- (2) 欠席、遅刻、早退をする場合は、保護者が学校又は担任に届け出る。また、登校後は無断で校外に出ない。
- (3) 学校の施設、設備は大切にし、破損したときは速やかに届け出る。
- (4) 頭髮は、パーマ、着色、脱色、編み込み、剃り込み・エクステ等の加工や整髪料等による変形を禁止する。

- (5) 化粧（色付リップ等）、カラーコンタクトは禁止。装飾品も身に付けてはいけない。（髪留めはヘアゴムを基準とする）
- (6) 学校には、授業や部活動に必要なもの以外は持ってこない。
- (7) 携帯電話の校内への持ち込みは、誓約書を提出して許可を得る。

第4条 その他

校則についての細則は別に定める。また、変更や追加がある場合は、その都度生徒及び保護者に周知した上で施行する。

第3章 特別な指導について

第5条 問題行動が発生した時、該当生徒に、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

特別な指導の内容については生徒指導部が指導計画を作成し、校長が決定する。また、特別な指導の解除も同様とする。特別な指導の開始及び解除の申し渡しは、生徒・保護者に対して、生徒指導部・担任立ち会いのもと、管理職が行う。

第6条 特別な指導の内容と該当する行為について次のように定める。

1 特別な指導の内容

- (1) 学校指導・家庭指導・校長指導及び生徒指導部指導。
- (2) 学校指導の期間は必要に応じて設定する。
- (3) 別室指導の後、必要だと判断した場合、授業内指導を行う。

2 次の各項に該当する行為があった場合、特別な指導を行う。

- (1) 暴力行為、金銭強要、器物破損、窃盗、万引き、遺失物横領、薬物の所持や使用等の行為およびSNS等に係る犯罪行為
- (2) その他の問題行動

第7条 特別な指導の実施についての細則は別に定める。

第4章 遅刻に対する指導について

第8条 遅刻をした生徒は、登校カードに必要な事項を書き速やかに担任に提出する。（登校カードは生徒が主体的に担任に報告することを促すためのものである。）

各学期において、生徒指導部が生徒の遅刻の状況を確認し、担任と連携して「指導を要する」と判断した際には、面談等の生活改善指導を行う。

第5章 頭髪・服装等の指導の実施について

第9条 頭髪・服装指導

- 1 定期考査等の行事の前に、必要に応じて頭髪・服装についての啓発・指導を行う。
- 2 日常的においても、違反を認識した教員がその都度指導し、その場で直させる。

第10条 学習活動に不必要な物の持込についての指導を次のとおり定める。

- 1 校内で携帯電話使用や、学習活動に不必要な物を発見した場合、所有者及び使用者をその場で確認した上で一旦預かり、担任に渡す。
- 2 担任は、放課後該当生徒を指導する。携帯電話については、申請書が提出されていない者に関しては保護者と連携の上、できるだけ速やかに携帯電話等を保護者に直接返却する。申請書を提出している者は、放課後の指導後に本人に返却する。
- 3 考査中の携帯電話所持・使用について
 - (1) 携帯電話を、考査中に使用・身に着けていた場合は「不正行為」として指導する。
 - (2) カバン等の中で着信音が鳴った場合には、「試験妨害」として指導する。

付則 この生徒指導規程は、2004年（平成16年）4月1日より施行する。

付則 この生徒指導規程は、2012年（平成22年）4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は、2015年（平成27年）4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は、2018年（平成30年）12月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は、2019 年（令和元年）7 月 1 日に改訂し施行する。
付則 この生徒指導規程は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日に改訂し施行する。
付則 この生徒指導規程は、2022 年（令和 4 年）6 月 1 日に改訂し施行する。
付則 この生徒指導規程は、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日に改訂し施行する。
付則 この生徒指導規程は、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日に改訂し施行する。
付則 この生徒指導規程は、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日に改訂し施行する。